

LP販売事業所 各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会

## 2017年の告示の一部改正により 使用が禁止されたガス器具の取り替えについて(お願い)

平素から当協会の保安業務にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のガス器具について、告示の一部改正により使用が禁止されましたので、2022年4月1日迄にできる限り早期の撤去又は、法令適合製品への取替をお願い致します。

尚、消費設備調査等での機会において、器具を確認した際は、速やかに取替を行って頂きますようお願い申し上げます。

### 2017年の告示の一部改正により使用が禁止されたガス器具について

- 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年通産省告示第123号）の一部改正により、2022年4月2日以降の、
  - ① 安全アダプター
  - ② 両端迅速継手付ゴム管
  - ③ 両端迅速継手付塩化ビニルホース
  - ④ 両端ゴム継手付塩化ビニルホースの4種の接続器具の使用を禁止した。
- 経過措置期間中の消費設備調査等で、一般消費者等の使用実態を確認し、適切な措置を講じること。



(本件問合せ先)

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会

業務課 緑間康雄、喜納達之

電話 098-858-9562